

平成28年4月1日

お客様各位

株式会社 豊和銀行

でんさいネット業務規程細則の一部改正のお知らせ

平素より、ほうわでんさいネットサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
以下の新規サービスの開始等に伴い、平成 28年 4月 18日より、当行参加の電子債権記録機関である株式会社全銀電子債権ネットワークの業務規程細則の一部が改正されますので、お知らせいたします。

< 業務規程細則の改正点 >

1. 支払サイトの長期化（業務規程細則第17条関連）

→ 記録可能な支払サイト（発生日から支払期日までの最大間隔）を、現行の1年から10年に長期化することに伴う改正。

2. 分割・譲渡予約中の分割記録取消（業務規程細則第33条関連）

→ 分割・譲渡記録の電子記録年月日が到来するまでの間（予約期間中）に、譲受人が当該記録を取り消した場合、譲渡人が予約期間中に分割記録を取り消すことを可能とすることに伴う改正。

3. 業務規程規則改正時の通知方法の明確化（業務規程細則第61条関連）

→ 業務規程細則を改正する場合における、利用者への通知方法の明確化に伴う改正。

※. 詳細につきましては、[こちら](#)（「業務規程細則の一部改正のお知らせ」）をご参照ください。

以 上